

森林整備地域活動支援交付金  
制度の解説

【一問一答】

林野庁 企画課

# 目 次

## I 総論

- I-1 交付金制度の必要性いかに。
- I-2 交付金制度の見直しに際しての考え方いかに。
- I-3 交付金制度の見直しの経緯いかに。
- I-4 交付金制度によりどのような効果が期待できるのか。
- I-5 交付金制度の仕組みいかに。
- I-6 交付金の交付を受けるためにはどうすればよいのか。
- I-7 中山間地域等直接支払制度のように条件不利地域における不利を補正するための直接支払制度とすべきではないか。
- I-8 交付金制度は林家に対する所得補償制度ではないのか。
- I-9 国からの交付金はどのような流れで交付対象者に交付されるのか。

## II 森林情報の収集活動

### 1 対象森林

- II-1-1 どのような森林が対象となるのか。また、その考え方いかに。
- II-1-2 どのような森林が対象とならないのか。また、その考え方いかに。
- II-1-3 過去に森林施業計画の認定を受けていた森林でも、現在、森林施業計画の認定を受けていなければ、「森林施業計画の対象とされていない森林」として取り扱って良いか。
- II-1-4 森林施業計画が作成されている森林が対象になるのはどのような場合か。
- II-1-5 現在、「施業実施区域の明確化作業」等の支援を受けている森林において「森林情報の収集活動を実施することは可能か。
- II-1-6 新生産システム推進対策事業又は低コスト木材供給体制整備事業により、現況調査等が既に実施された森林でも森林情報の収集活動の対象となりうるのか。
- II-1-7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「間伐等促進法」という。）に基づく特定間伐等促進計画との関連性いかに

### 2 交付対象者

- II-2-1 交付対象者の要件いかに。
- II-2-2 交付対象者から除外される「森林施業計画の対象とされていない森林において地域活動を行おうとする場合にあっては、地域活動を行おうとする森林について過去に森林整備地域活動支援交付金の交付を受けていた者」とは具体的にどのような者か。
- II-2-3 交付対象者の要件として、「地域活動を行おうとする森林施業計画の対象とされていない森林の面積の合計」又は、「地域活動を行おうとする森林施業計画の対象とされていない森林の面積と交付対象者によって既に現況が把握されている森林の面積との合計」が30ha以上あり、かつ、それらの森林が団地的なまとまりを有していること、を設けた理由いかに。

- II-2-4 交付対象者によって既に現況が把握されている森林の考え方いかん。
- II-2-5 対象森林の要件を満たせば、森林所有者が自己の所有する森林において森林情報の収集活動を実施できる（交付対象者になれる）のか。
- II-2-6 施業の集約化に取り組むのであれば大企業でも交付対象者になれるのか。

### 3 協定

- II-3-1 協定の内容いかん。
- II-3-2 協定の締結はどのような手続により行うのか。
- II-3-3 協定の変更はどのような場合に行うこととなるのか。
- II-3-4 協定の変更はどのような手続により行うのか。
- II-3-5 森林情報の収集活動を行おうとする森林が複数の市町村に所在する場合、協定は複数の市町村長と結ぶこととなるのか。
- II-3-6 森林情報の収集活動を行おうとする森林が複数の市町村に所在する場合、それぞれの市町村のみで対象森林の要件を満たす必要があるのか。
- II-3-7 交付対象者が森林施業計画が作成されている森林において、森林情報の収集活動を行おうとする際に、既に当該森林で「施業実施区域の明確化作業」等に係る協定を締結していた場合、当該協定の変更は必要か。
- II-3-8 協定の期間は平成24年3月31日までとなるのか。
- II-3-9 複数の交付対象者で一の協定を締結することは可能か。
- II-3-10 既存の協定における対象森林において間伐等促進法に基づく特定間伐等促進計画への提案を行うことを目的として「森林情報の収集活動」を行おうとする場合、どのような手続きが必要か。
- II-3-11 地域活動の実施計画書の具体的な内容いかん。
- II-3-12 地域活動の実施計画書を作成する際の留意事項いかん。
- II-3-13 「事業実施期間を通じて地域活動を行おうとする森林の面積が30ha以上」という交付対象者の要件が変更されたが、地域活動を行おうとする期間はどの程度が適当なのか。
- II-3-14 地域活動の実施計画書を協定締結後に変更することは可能か。
- II-3-15 実施計画書に記載する対象行為の実施後の具体的な計画のうち、「対象行為の実施後の具体的な特定間伐等促進計画への提案計画」は必須か。また、具体的にはどのようなものを想定しているか。
- II-3-16 森林施業計画の作成と特定間伐等促進計画への提案の双方を目的として「森林情報の収集活動」を実施する場合の実施計画書の記載内容についての留意事項いかん。
- II-3-17 実施計画書における対象行為の実施区域の面積について、それぞれの目的間で実施区域の面積を変更したい場合、どのような手続きが必要か。
- II-3-18 交付対象者が対象森林の森林所有者と異なる場合、対象行為の実施及び報告書の公開等について書面により森林所有者の同意を得る必要性いかん。
- II-3-19 同意書の具体的な内容いかん。

